平成２３年（フ）第４４１号
愛媛県松山市旭町48番地４　ハイツ旭町202号
債務者　石井　　泉
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０１号
福岡県久留米市上津町1889番地２ミレニアミティ上津Ａ202号
債務者　稲吉加奈子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３５２号
福岡県久留米市上津町2203番地503
債務者　野口千代美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２０８号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分3432番地
債務者　江口　優子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４３８号
宮崎市田野町甲2695番地５　市営住宅木材町棟202号
債務者　三谷　美香
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２０号
盛岡市盛岡駅西通２丁目１番20号
債務者　菅原知賀子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４３８号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山164番地１佐藤荘２号
債務者　菊井　厚子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２０号
福島市笹谷字中條41番地の１
債務者　笹木　恵美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２２３号
福島市岡部字東町68番地、従前の住所福島県大沼郡会津美里町永井野字下町1923番地
債務者　菅野　恵美（旧姓菅沼）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
福島県郡山市富田町字舘南43番地
債務者　堀　　和弘
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
福島県郡山市富田町字大徳南25番地の９ファミールコーポ101号
債務者　佐藤　十一
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字本浦中112番地３
債務者　當喜　恵美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２９号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島377番地５
債務者　川村　文昭
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３０号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島377番地５
債務者　川村　泰子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
徳島県海部郡海陽町大里字古畑56番地、旧住所徳島県海部郡海陽町大里字古畑７番地１
債務者　谷本　暢秀
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第３４０号
福岡県久留米市中央町３番地11
債務者　田中　英明
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２５６号
松江市新町21番地
債務者　黒田　茂之
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６１号
松江市西川津町2126番地２　松本アパート３号室
債務者　山本　　治
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部